

7 資料編

ア 通常使用されている入札・契約制度の基本フロー

		共通手続	個別案件ごとの手続 (斜体は業者が提出するもの)				県の使用実績			
		資格審査	公告・公募	資格確認等	競争参加者決定	契約相手方決定	工事	物品	役務	その他
競争入札方式	一般競争 (条件付含む)	資格審査	案件公告 参加条件設定	参加申請 技術資料提出・確認	資格確認通知	入札 落札決定				
	公募型・受注希型				指名通知					
	意向確認型			意向確認 意向提出						
	工事希望型	+希望工種登録								
	通常型指名									
	総合評価方式		案件公告 参加条件設定	参加申請 技術資料提出	資格確認通知 質疑等	提案/見積入札 評価・落札決定				
随意契約方式	見積合せ 公開方式	資格審査	案件公告			見積提出 見積合せ				
	指名方式				見積依頼					
	その他随契					見積提出 決定				
	プロポーザル 公募方式		案件公告 参加条件設定	参加申請 技術資料提出	技術提案書提出要請	提案提出 特定 見積提出 決定				
	指名方式				提出意思確認提出					
設計競争 (コバ)	公開方式		案件公告 参加条件設定	参加申請 技術資料提出	提案要請	提案提出 特定 見積提出 決定				
	指名方式				提案意思確認提出					

(凡例)



(がない方式は左から右に事務が移行)

：主に使用している方式

：使用実績があるか要領等の定めがある方式

イ 各制度の概要

入札・契約方式		制度の概要	地方自治法等の制限	
競争入札方式	一般競争方式 (条件付含む)	調達案件ごとに予め資格要件を定めて入札参加希望者を公募し、参加希望者の中から資格要件を満たす者の全員で入札を行う方法	一般競争入札が原則 要件を公告して資格審査した場合は指名競争入札が可能	
	公募型・受注希望型指名	公募に対する参加希望者で資格要件を満たす者の中から、発注者が選定した者を指名し、指名した者だけで入札を行う方法	次に該当する場合は随意契約が可能	
	意向確認型指名	発注者があらかじめ指名候補を一定数選定し、その者に当該調達案件の競争参加意向を確認、意向有と回答した者を指名して入札を行う方法	・規則で定める金額 [*] 以下 ・性質又は目的が競争入札に適さない	
	工事希望型指名	発注者が、業者が予め登録した希望種別に基づき、調達案件種別に応じ希望者から一定数を指名して入札を行う方法	・緊急で入札の暇がない ・競争入札が不利	
	通常型指名	発注者が、能力や実績等に基づいて選定した一定数の業者を指名して入札を行う方法（最も一般的な方法）	・時価に比し著しく有利 ・競争入札で入札者なし	
	総合評価方式	価格と発注者が予め定めた価格以外の要素による入札を行い、それらを総合的に評価(点数化)して発注者に最も有利な者を落札者とする方法	・落札者が契約締結拒否	
随意契約方式	見積合せ	公開方式	軽易な案件で、調達内容を公告し、参加資格を有する者すべてに見積機会を与えて、最も低廉な見積を行った者と随意契約する方法	*規則で定める金額とは、 県の場合、 ・工事・製造請負 250 万円 ・財産の買入れ 160 万円 ・物件の借入れ 80 万円 ・その他 100 万円 一定額以上は WTO (県・政令市のみ) ・一般競争・公募プロポーザル で日数・公告方法限定 ・工事 22 億 2000 万円 ・コンサル 2 億 2000 万円 ・その他 2,900 万円
		指名方式	発注者が能力や実績等に基づいて選定した一定数の業者を指名して、当該指名業者の中で、最も低廉な見積を行った者と随意契約する方法	
	その他随契		特定の業者との直接交渉等により、当該業者と随意契約する方法 (他に実施できる者がいない特殊業務等における特命随契などが代表的)	
	プロポーザル	公募方式	案件ごとに予め資格要件を定めて参加者を公募し、要件を満たす希望者から発注者が一定数の者を選定して、当該案件の実施方法等の提案を求め、優れた提案を行った者と随意契約する方法	
		指名方式	発注者が、能力や実績等に基づき一定数の業者を選定して当該案件の実施方法等の提案を求め、優れた提案を行った者と随意契約する方法	
	設計競技 (コンペ)	公開方式	芸術性等が必要な案件で、予め資格要件を定めて参加者を公募し、要件を満たす希望者から発注者が一定数の者を選定して具体設計案等の提出を求め、最適な案の提出者と随意契約する方法	
指名方式		芸術性等が必要な案件で、発注者が、能力や実績等に基づき一定数の業者を選定して、具体設計案等の提出を求め、最適な案を提出した者と随意契約する方法		

(参考) 公共工事の入札・契約の適正化法、同適正化指針で定められている内容(関係部分)

・地方公共団体は、250 万円以上の建設工事の契約手続情報(資格者名簿、年間発注予定、指名業者名と理由、入札結果等)を開示

(指針で、各自治体は国の特殊法人の例に準じて地方公社等に趣旨の周知徹底に努めることとされている。)

ウ 用語集

()内は頁番号

【ア】行

あいしー

IC カード(P26,P31,P32)

クレジットカードサイズのプラスチック製カードに極めて薄い半導体集積回路(IC チップ)を埋め込み、情報を記録できるようにしたカード。電子マネーやテレホンカードなどに応用されている。磁気カードに比べて 100 倍近いデータを記録でき、データの暗号化も可能なため偽造にも強い。IC は Integrated Circuit (集積回路) の略。

あいていー

IT ひろしま行動計画 2005 (P1,P2)

2001 年 10 月策定。広島県が目標とする平成 17(2005)年の IT 社会の実現に向けて取り組むべき IT 施策について、総合的、戦略的かつ効率的に展開するための指針として、今後実施に向けた検討を行うものも含めて幅広く整理したもの。

アウトソーシング(P31)

コスト縮減や業務効率化などを目的に、情報システム等を外部の業者等に委託すること。

アプリケーション(P14)

文書作成、表計算、図面作成など、特定の作業を行うために作られたソフトウェアの総称。

いーじャぼんせんりやく

e-Japan 戦略(P1,P2)

2001 年に策定。政府及び民間の総力を結集し、迅速で重点的な取組を行うことにより、5 年以内に我が国を世界最先端の IT 国家にしようという国家戦略。

いーらーにんぐ

e-ラーニング(P37)

インターネット上で学習やトレーニングができる仕組みのこと。

インターフェイス(P26)

ユーザーの操作を仲介してパソコン等のハードウェアに情報を受け渡したり、結果をフィードバックする部分。

インターネット(P1,P8,P13,P14,P21,P26,P31,P32)

コンピュータネットワーク。パソコンや様々な組織のネットワークとも接続しており、ほぼ全世界にわたる巨大な通信インフラとなっている。

インフラ(P18,P39)

基盤。情報系では、パソコン等のハード、通信ネットワーク、必須であるソフトなどを指している場合が多い。情報インフラ。通信インフラ。

運用ガイドライン(P14,P35)

構築したシステムを円滑に運用するためのマニュアルなどのこと。

Web^{う え ぶ} サイト(P12)

1冊の本のように、ひとまとまりに公開されている Web ページ群のこと。Web サイトの入り口であるトップページ(ホームページ)と Web サイトを構成する一連の Web ページ、画像ファイルなどからなる。

Web^{う え ぶ} ブラウザ(P32,P38)

インターネットへ接続したときに、その情報を見るためのアプリケーション。ホームページを見るためのソフトウェア。

SXF^{えすえつくすえふ} (P14)

Scadec eXchange Format。CAD 図面データの交換にあたり、各 CAD ソフトから読み書きすることができることを目的に「CAD データ交換標準開発コンソーシアム(S C A D E C)」が開発した標準フォーマット。SXF の現在のバージョンは 2.0 で、国際標準である ISO10303 STEP/AP202 規約に則った電子納品のための .p21 形式と、関係者間での CAD データ交換のための簡易な形式である .sfc の 2 種類がある。

【カ】行

外郭団体(P2,P3,P12,P18,P25,P38)

国や地方自治体など行政に関連する業務を補完、支援する目的で設立された団体。

カスタマイズ(P32,P33)

ソフトウェアやハードウェアの仕様や操作環境をユーザーが使いやすい環境に設定変更すること。

CAD^{き ゃ ど} (P9,P10,P14,P17,P26,P35,P36,P39)

Computer Aided Design。コンピュータを用いた設計支援システム。

CALS / EC^{き ゃ る す いーしー} (P1,P2,P8,P9,P13,P19,P37,P38,P39)

Continuous Acquisition and Life-cycle Support (継続的な調達とライフサイクルの支援)、
Electronic Commerce (電子商取引)。正式名称は「公共事業支援統合情報システム」。これまで紙でやりとりされていた公共事業に関する情報を電子化し、情報機器をネット

ワークに接続することにより，組織を越えて情報の伝達，共有，処理，加工，検索，連携を可能とする環境の総称。

CALS / EC 地方展開アクションプログラム（全国版）(P1,P9)

国土交通省が，CALS / EC の真価を発揮するために地方公共団体への CALS / EC の普及を目指し策定した計画。2010 年までに全国の地方公共団体において混乱なく CALS / EC を導入するためのタイムスケジュールの目安や技術支援策等について具体的な行動計画を示している。

競争入札(P15,P24,P28,P40,P41)

複数の者により入札等の競争を行い，その中から最も有利な条件を提示した者を選定して，その者を相手方として契約する方法。

公告こうこく(P9,P14,P25,P28,P40,P41)

ある事項を一般に知らせること。入札公告は，入札の実施を一般に知らせることを言う。

【サ】行

サーバー(P9,P13,P26,P33)

ネットワークの中心となるコンピュータで，そのネットワークに対し様々なサービス（ファイル共有，プリンタ共有，Web サービス，データベース等）を行う。

情報リテラシー(P11,P38)

情報機器を使いこなす，情報を主体的に選択活用する能力。

随意契約ずいいけいやく(P15,P37,P40,P41)

予定価格が一定金額以下である場合など，政令等に定められた事項に該当する場合に，競争入札の方法によらないで，任意に特定の相手を選択して，その者を相手方として契約を締結する方法。

政府認証基盤せいふにんしょうきばん（GPKI,LGPKI）(P13,P32)

(Local) Government Public Key Infrastructure。GPKI は行政機関における認証（認証の項参照）の仕組みのことであり，各省庁が運営する「行政機関認証局」と，各認証局との相互認証を行う「ブリッジ認証局」の2つで構成される。LGPKI は地方公共団体が利用する仕組みのこと。

積算せきざん(P7,P9,P10,P14,P39)

工事等の実施において，資材や人員等の数と単価により必要となる費用を算出すること。

セキュリティ(P10,P12,P26,P32)

コンピュータシステムの安全を守ること全般を指す。人的な破壊行為や事故からデータを守るとともに、データの内容を不正に利用されないようにすることを含む。

【タ】行

ダウンロード(P31,P33)

ネットワークなどで接続された別のコンピュータから利用者のコンピュータへデジタル化された情報を取り出し、蓄積すること。

たぶるていーあー WTO (協定) (P14,P28,P41)

World Trade Organization (世界貿易機関) の略で、国際間貿易に関する各種取り決めを行っている。公共事業においては、一定の基準額以上の入札では政府調達協定により WTO 協定に準じた調達手順を行うこととなっている。

チュートリアル(P37)

1ステップずつ操作をしながら学習をするトレーニングのこと。国土交通省では、e-B I S C センターのホームページ上で電子入札システムのトレーニングができる「Web 版チュートリアル」を設けている。

地理情報システム(じーあいえすGIS) (P14,P33,P39)

Geographic Information System。様々な情報をコンピュータ上の電子地図と結びつけ、管理・運用するシステムのこと。

デジタルデータ(P11)

コンピュータを利用して作成した電子的な情報のこと。紙に書いてある情報はアナログデータと呼ばれる。

デジタルディバイド(P11,P24)

パソコンやインターネット等の情報技術を使いこなせるか否かによって生じた格差のこと。

デファクトスタンダード(P11)

業界標準。規格として明文化されたものではないが、広く製品が普及し、事実上の標準として認知されたもの。

電子県庁(P1,P2)

行政事務全般にわたる情報システム化を推進し、各種行政手続及び調達手続の電子化や行政情報の提供を電子的に実現すること。

電子署名(P10,P13,P32)

送受信するデータが第三者により改ざんされていないということと、本人から送信されたものであるということ（なりすましの防止）を保証する仕組み。電子署名および認証業務に関する法律（通称、電子署名法）に規定されている。

電子申請(P12,P31,P33)

電子化された申請書類をネットワーク上で受け取り、編集後ネットワークを介して提出すること。窓口に出向くことなく書類の申請が行える。電子政府構想の重要施策の一つ。

電子入札コアシステム(P12,P13,P31,P32)

国土交通省の電子入札システムをベースに開発した、公共発注機関に適用可能な汎用性の高い電子入札システムのこと。コアシステムを用いることにより、短期間・低コストで電子入札システムを開発できるとされている。また、利用者は複数の公共発注機関の電子入札システムを共通の操作性で利用することができる。

電子納品(P14,P17,P22,P26,P27,P35,P36)

調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）・基準（案）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子化された資料・情報を指す。

電子媒体(P13)

電子データを保存する記憶媒体。磁気テープ、フロッピディスクなど古くから複数のものが存在するが、昨今では、CD-R、MO、DVDなどを指すことが多い。

電子メール(P17,P26,P33,P35,P38)

E-mail。インターネットなどのネットワークを介してパソコン等の端末間で情報を手紙（メール）のように交換する仕組み。事務処理の効率化を飛躍的に高めることができる。

【ナ】 行

なりすまし(P13)

他人のふりをしてデータをやりとりしたり、情報を操作すること。

認証(P10,P13,P23,P26,P31,P32,P34,P39)

インターネットで取引等の相手がいるとき、その相手が本当に本人であるかを第三者機関（認証局）が証明すること。電子入札では応札者が本当にその会社かどうかを証明する。

認証局(P13,P32)

ネットワーク上でデータを交換する際、データの発行元の組織・個人を証明するための

電子署名書の発行等を行う組織。公共事業の電子入札における電子認証局や、法務省による商業登記認証局等が現在設立されている。電子入札コアシステムでは、2003年度より複数の認証局が利用できるようになる予定。

入札情報サービス (P P I) (P22,P23,P30)

Public works Procurement Information service (直訳すると、公共工事調達情報サービス)。発注予定情報、発注情報、入札結果等をホームページにより入手、検索できるサービス。

【八】行

パブリック・コメント(P38)

一般的には、官公庁等が広く市民に内容を公開し、意見を求めること。期限を定めてホームページ上に公開されることが多い。

広島県行政情報化推進計画(P1)

2002年3月策定。広島県の行政情報化に取り組むための総合的な基本指針であり、2002年から2005年の4カ年を計画期間としている。また、「ITひろしま行動計画2005」の中の「電子県庁及び電子自治体(市町村)の構築プロジェクト」に関する個別計画としても位置する。

ブロードバンド(P10)

ADSL (Asymmetric Digital Subscriber Line : 非対称デジタル加入者回線) や光ファイバー等による高速な通信環境のこと。

プロポーザル(P15,P40,P41)

随意契約の一種で、受注を希望する業者に対し当該案件の実施方法の提案を求め、優れた提案を行ったものと契約する方法。

ヘルプデスク(P38)

問合せや要望・苦情等の相談に応じる窓口のこと。

ポータルサイト(P28)

インターネットに接続したとき、Webブラウザで最初に表示してもらうことを目的に作られているWebサイト。

【ラ】行

らん (P14,P15,P35)

Local Area Network。同一建物や敷地内など限定された範囲でのコンピュータ、データ、プリンタなどを共有するネットワーク。

ライフサイクル(P7,P17,P39)

公共事業において、「計画」「調査」「設計」「工事」「維持管理」の一連のプロセスのこと。例えば建築工事をする場合、まず最初に「計画」を立案する。次に計画内容を元に測量や地質等の「調査」を実施する。そして、調査結果を元に「設計」を行い、設計した図面等により「工事」をして建築物は完成する。建築物が完成するとその建築物を「維持管理」するが、これには「工事」段階で発生した図面や写真等の情報を元に行う。このように公共事業では各段階ごとに発生するデータが次の段階に引き継がれるため、そのデータを電子化することにより効率化等の多くのメリットを享受できるとされている。

【ワ】行

わん (P14,P15,P35)

Wide Area Network。離れた場所にある複数のLANを接続するネットワーク。